

資格期間が10年以上となれば、年金を受け取れます！

資格期間が10年未満の方に対し、日本年金機構から、「年金加入期間の確認のお知らせ（案内）」を送付しています。お手元に届いたら必ずご確認ください。

■「資格期間」とは■

- 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
- 年金制度に加入していくなくても資格期間に加えることができる期間（カラ期間）と呼ばれる合算対象期間

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。
これまで資格期間は25年必要でしたが、平成29年8月から、10年（120月）以上あると年金を受け取ることができます。



平成30年度 固定資産税の 縦覧・閲覧

縦覧・閲覧

構造、床面積、価格
※所有者・課税標準額は記載されません。

◆縦覧に必要なもの

本人確認できるもの（納税通知書（前年度分でも可）、または運転免許証など）

◆手数料 無料

◆その他 縦覧帳簿のコピーはできません。

◆縦覧に必要なもの（納税通知書（前年度分でも可）、または運転免許証など）

◆名寄せ帳

◆期間 閲覧期間に制限はありませんが、縦覧期間中は手数料が異なります。

◆縦覧帳簿

◆期間 4月2日～5月31日（土・日・祝は除く）

◆場所 税務課

◆縦覧できる方

土地または家屋を所有する納稅者（課税標準額が免税点未満の方は税負担がないため、縦覧はできません。）

◆閲覧できる方

納稅義務者、納稅管理人、同世帯の方

◆閲覧に必要なもの

本人確認できるもの（納税通知書（前年度分でも可）、または運転免許証など）

◆手数料 縦覧期間中は閲覧料は無料

◆その他 名寄せ帳の「ピー」は一枚につき20円必要です。

◆問い合わせ先

税務課

0859-54-5208

◆縦覧できる内容

○土地・所在、地番、地目、地積、価格
○家屋・所在、家屋番号、種類、

◆問い合わせ先

税務課

0859-34-6111

ねんきんダイヤル

0570-05-1165

（一）電話でかける場合は

03-6700-1165

（一）電話でかける場合は

03-6700-1165